新小学１～６年生用
新義務教育学校１～６年生用

令和７年２月

保 護 者 様

加古川市教育委員会

小学校及び義務教育学校前期課程における学校内科健診時の服装について

平素は、本市学校保健事業にご理解いただきありがとうございます。
各学校における内科健診は学校保健安全法に基づき実施していますが、令和７年度より内科健診時の服装を下記のとおりとしますので、ご確認ください。
お子さまの健康のため、疾患の見逃し等により、治療の機会を逸することがないよう、下着等の着用にあたっては、内科健診に支障のない範囲での体操服や下着等の着用を順守いただくようお願いいたします。

記

１　内科健診を待っている間の服装について
・受診を待っている間は、体操服を着用できます。
※スムーズな内科健診実施のため、袖から腕が抜けるように準備しておいてください。

(参考)
「学校内科健診はどうして必要なのか？」「どうして服を脱ぐのか？」などの疑問に答えるために学校医が作成した資料です。右のＱＲコードを読み取ってご確認ください。

【QR コード】
大阪府医師会
学校医部会 HP より

２　内科健診を受ける際の服装について
・上半身脱衣、または「内科健診に支障がない範囲の下着」を着用し、受診してください。
・体操服を着用する場合は、袖から腕を抜き、首掛けの状態にしてください。
※体操服の着用については、裏面「体操服の着用について」を参照してください。

３　その他注意事項
・下着及び体操服着用時は、視診できない部分があるため、疾病を見逃す可能性があることをご了承ください。
・下着を着用した場合であっても、健診時には、背骨や皮膚の状況等を確認するほか、心音を確認するため、必要に応じ視触診したり下着をめくったり脱衣を指示する場合があります。
・内科健診当日、内科健診に支障のある下着を着用している場合、下着を脱衣のうえ受診となる場合があります。脱衣できず健診を受けられなかった場合は、保護者付き添いのもと、後日学校指定の医療機関で受診となります。
・内科健診に支障のない下着か判断が難しい場合や、学校において集団で受診することに不安がある場合は、事前に学校にご相談ください。
※内科健診に支障のない下着及び支障のある下着については、裏面「下着の着用について」を参照してください。

裏面もご確認ください。

【参考図】

体操服の着用について

前

後

・左記のとおり、健診時は袖から腕を抜き、首掛けの状態にしてください。
・必要に応じ視触診したり、下着をめくったり、脱衣を指示することがあります。

下着の着用について

前

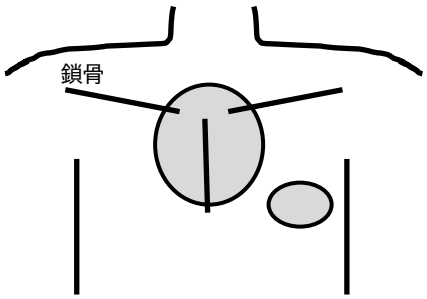

大動脈狭窄症や無害性雑音、心室中隔欠損症などの心臓の疾病及び異常の有無を確認する際に、下着の上からでは心臓の音が聞こえづらいため、左図に〇で示す箇所に聴診器を当て聴診します。
そのため、〇で示す場所が下着で覆われている場合、下着をめくったり、脱衣を指示することがあります。

後

内科健診に支障がない下着の例

肩ひもが細く、布部分の面積が狭いため、肩甲骨や背骨が見えており、脊柱側弯症や皮膚疾患を視触診できる

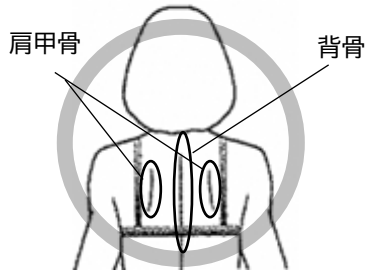

内科健診に支障がある下着の例

皮膚を覆う布部分の面積が広いため、肩甲骨や背骨、胸骨や皮膚の状態などを視触診できない

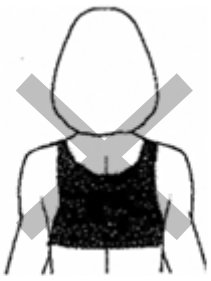

その他支障がある下着の例

カップ付キャミソール

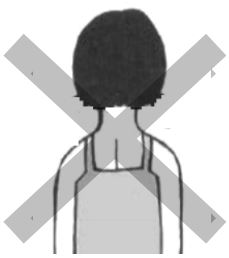

ハーフトップ

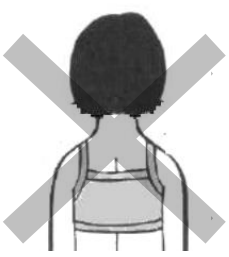

スポーツブラ

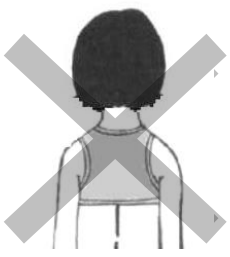

クロスブラ

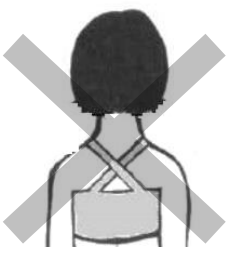

【問合せ先】
加古川市教育委員会
学務課学事保健係
電話：079-427-9343（直通）